

令和3年4月15日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

戸田建設（株） 東京都中央区八丁堀2-8-5

令和3年4月15日～令和3年4月28日（2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、関東支社発注の「関越自動車道 東松山工事」において、令和3年2月19日、遮音板の設置に伴う玉掛け作業中、作業員が倒れた遮音板に挟まれて負傷するという安全管理措置の不適切による工事関係者事故を生じさせた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|--|-----------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内 |

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上